（代理者の選任及び選任等の届出）

第十条　第二条の規定による選任及び第四条の規定による届出は、公害防止統括者の代理者について準用する。

2　第五条の規定による選任及び第七条の規定による届出は、公害防止管理者の代理者について準用する。

3　第八条の規定による選任及び前条の規定による届出は、公害防止主任管理者の代理者について準用する。

（学歴及び実務の経験）

第十一条　令別表第三の下欄に規定する学歴及び実務の経験は、別表第一の上欄に掲げる公害防止管理者の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2　令第十一条第二号に規定する学歴及び実務の経験は、別表第二に掲げるとおりとする。

（国家試験の基本方針）

第十三条　主務大臣は、国家試験の実施に際し、共同して、問題作成、採点及び合格の判定についての基本方針を定める。

2　［略］

（試験委員）

第十四条　［略］

2　公害防止管理者等試験委員は、公害の防止に関し学識経験のある者及び主務省の職員をもつて充てる。

（合格証書の再交付）

第十七条　前条の書類（以下「合格証書」という。）を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第六の合格証書再交付申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　合格証書を汚し、又は損じてその再交付の申請をする場合は、前項の合格証書再交付申請書に当該合格証書を添付しなければならない。

3　［略］

（登録基準）

第二十一条　経済産業大臣及び環境大臣は、第十九条第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　［略］

二　科目別担当講師及び修了試験委員が、次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者であること。

イ　［略］

ロ　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後十年以上公害防止に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの

ハ　［略］

三　［略］

2　［略］

（代理者の選任および選任等の届出）

第十条　第二条の規定による選任および第四条の規定による届出は、公害防止統括者の代理者について準用する。

2　第五条の規定による選任および第七条の規定による届出は、公害防止管理者の代理者について準用する。

3　第八条の規定による選任および前条の規定による届出は、公害防止主任管理者の代理者について準用する。

（学歴および実務の経験）

第十一条　令別表第三の下欄に規定する学歴および実務の経験は、別表第一の上欄に掲げる公害防止管理者の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2　令第十一条第二号に規定する学歴および実務の経験は、別表第二に掲げるとおりとする。

（国家試験の基本方針）

第十三条　主務大臣は、国家試験の実施に際し、共同して、問題作成、採点および合格の判定についての基本方針を定める。

2　［略］

（試験委員）

第十四条　［略］

2　公害防止管理者等試験委員は、公害の防止に関し学識経験のある者および主務省の職員をもつてあてる。

（合格証書の再交付）

第十七条　前条の書類（以下「合格証書」という。）を汚し、損じ、または失なつてその再交付を受けようとする者は、様式第六の合格証書再交付申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　合格証書を汚し、または損じてその再交付の申請をする場合は、前項の合格証書再交付申請書に当該合格証書を添付しなければならない。

3　［略］

（登録基準）

第二十一条　経済産業大臣及び環境大臣は、第十九条第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　［略］

二　科目別担当講師及び修了試験委員が、次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者であること。

イ　［略］

ロ　学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上公害防止に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの

ハ　［略］

三　［略］

2　［略］